

本件事故当時、伊達市においてあんぽ柿の生産・加工業を営んでいた申立人が、本件事故により営業損害を被ったとして、損害賠償を求めた事例。

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目

営業損害（あんぽ柿の加工・出荷停止に伴う損害（平成23年収穫予定分））

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項記載の損害項目についての和解金として、金437,160円の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項に記載の損害項目（遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務のないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年3月29日

（仲介委員長 島田一彦、仲介委員 山田正記、同 犀川 治）